

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
に関する意見募集結果について

1 意見募集期間

令和2年8月7日（金）から令和2年9月7日（月）まで

2 告知方法

千葉県ホームページ及び県及び関係市の窓口での閲覧

3 意見の提出状況

意見提出者数：1名

延べ意見数：2件

意見提出方法：電子メール

4 提出された意見の内容と県の考え方

※取りまとめ上、趣旨を損なわない範囲で意見を要約させていただいております。

No.	意見の内容	県の考え方
1	この度の条例案には賛成です。	原案のとおりといたします。
2	田畑からなる水質汚濁防止法にも条例を考慮して頂きたい。近年一部の耕畜連携と称して本県指導施肥量をはるかに超えた家畜排泄物の投入等が見受けられる。 田畑が産廃処分場と同様になっては水質汚濁防止法の目的に反し地下資源を損なうことになるため考えて検討頂きたい。	いただいた御意見については、それぞれの施策展開の中で参考とさせていただきます。